

# 第1回みやこ町3商工会合併協議会議事録

- 1. 召集通知日 平成19年7月5日
- 1. 開催日時 平成19年7月20日 午後1時30分
- 1. 開催場所 豊津町商工会 2F会議室
- 1. 出席者数 20名
- 1. 欠席者数 2名
- 1. 出席役員氏名
  - 会長 城戸津紀雄
  - 副会長 石橋砂男 白石正美
  - 委員
- (犀川町商工会) 大束英寿 内山三千男 西川孝治 河野まり子
- (勝山町商工会) 井上和樹 神田達夫 北山寿一 矢部節子
- (豊津町商工会) 奥村洋明 横田治 白川周司 奥村保和 長野宏子
- (福岡県) 日高寛司(牟田浩孝代理)(みやこ町) 原耕治(品川鈴子代理)
- (県連) 豊増米人 西島賢一

## 事務局

- (豊津) 榎英夫 長沼正彦 (勝山) 中尾弘道
- (犀川) 片宗博文 (県連) 寺戸勉

- 1. 議長氏名 城戸津紀雄
- 1. 議事録作成役員氏名 会長 城戸津紀雄

## 協議事項

- 協議第1号 協議会設置規程及び専門部会設置要領について
- 協議第2号 合併の方式に関する事
- 協議第3号 合併の期日に関する事
- 協議第4号 商工会の名称に関する事
- 協議第5号 事務所の所在地に関する事
- 協議第6号 公告の方法に関する事
- 協議第7号 会員等の意見集約及び啓発の方法に関する事

## 1. 議事の経過要領及び議案別の議決の結果

定刻13時30分になり、司会榎局長より、各商工会理事会において議決された合併協議会設置規程第6条により、豊津町・犀川町・勝山町の3商工会長の協議により、豊津町商工会長を協議会の会長とし、犀川町・勝山町商工会長を

副会長にすることを報告。豊津町商工会長・合併協議会長城戸津紀雄よりあいさつ。その後事務局より、協議会の議長は、協議会設置規程第9条により会長が議長になるとなっているため、城戸津紀雄会長に議長をお願いする。

続いて、議長城戸津紀雄よりみやこ町合併協議会委員定数は22名であり、本日の出席者20名に達し、依って設置規程第9条の規定による合併協議会開催の要件を満たしたので、本合併協議会は有効に成立した旨を宣した。

## 報告事項

### みやこ町3商工会合併研究委員会の検討結果

司会の榎より中尾指導員に、みやこ町3商工会合併研究委員会の検討結果を報告させる。司会は出席者に質問等の有無について諮ったところ別段特になし。

#### 協 議

### 協議第1号 協議会設置規程及び

#### 専門部会設置要領について

議長は提案理由及び資料の説明を事務局に求める。事務局榎局長より資料に基づき『みやこ町3商工会合併協議会設置規程』及び『専門部会設置要領』について説明。続いて榎局長より専門部会員については、各商工会長よりの推薦により、豊津町商工会 横田治 白川周司、勝山町商工会 井上和樹 神田達夫、犀川町商工会 林平作 大塚英寿の6名に決定したい旨説明。なお、専門部会長については、協議会長選出の豊津以外から選出することも決定して頂きたい旨説明。

議長は出席者に質問等の有無について諮ったところ、大束委員より第7条の2のみやこ町産業振興課長とあるが、6月議会で商工会担当課である産業振興課がなくなると決定したのでどうするかとの質問がある。事務局より、商工会担当が企画課になるという情報を得ているが確定していないので、みやこ町商工担当課長と変更したい旨再提案する。大束委員了承。

議長は、再度出席者に質問等の有無について諮ったところ別段特になし。議長は以上のとおり決定して差し支えないか議場に諮ったところ出席者全員の拍手をもって承認された。

## 協議第 2 号 合併の方式に関すること

議長は、提案理由及び資料の説明を事務局に求める。事務局長沼指導員は、資料に基づき、協議項目番号 1 番『合併の方式』について、新設合併とする旨提案する。

議長は出席者に質問等の有無について諮ったところ別段特になし。議長は以上のとおり決定して差し支えないか議場に諮ったところ出席者全員の拍手をもって承認された。

## 協議第 3 号 合併の期日に関すること

議長は提案理由及び資料の説明を事務局に求める。事務局長沼指導員は、資料に基づき、協議項目番号 2 番『合併の期日』について、平成 21 年 4 月 1 日とする旨提案する。

議長は出席者に質問等の有無について諮ったところ別段特になし。議長は以上のとおり決定して差し支えないか議場に諮ったところ出席者全員の拍手をもって承認された。

## 協議第 4 号 商工会の名称に関すること

議長は提案理由及び資料の説明を事務局に求める。事務局長沼指導員は、資料に基づき、協議項目番号 3 番『商工会の名称』について、みやこ町商工会とする旨提案する。

議長は出席者に質問等の有無について諮ったところ別段特になし。議長は以上のとおり決定して差し支えないか議場に諮ったところ出席者全員の拍手をもって承認された。

## 協議第 5 号 事務所の所在地に関すること

議長は提案理由及び資料の説明を事務局に求める。事務局長沼指導員は、資料に基づき、協議項目番号 4 番『事務所の所在地』について、本所を現豊津町商工会におく。支所を現犀川町商工会及び現勝山町商工会おくことを提案する。

議長は出席者に質問等の有無について諮ったところ、内山委員より会員に投票で決めてもらったらいいのではないかと意見が出る。白川委員より別紙

資料を見ると自己所有で距離並び時間換算にしても提案どおりが良いと思うと意見あり。井上委員より客観的に見ても豊津になるので原案通りでよいと思うとの意見ある。議長は再度出席者に質問の有無について諮ったところ、別段特になし。議長は、原案通り決定して差し支えないか議場に諮ったところ出席者全員の拍手をもって承認された。

## 協議第6号 公告の方法に関すること

議長は提案理由及び資料の説明を事務局に求める。事務局長沼指導員は、資料に基づき、協議項目番号5番『公告の方法』については、掲示板に掲載し、且つ、必要あるときは西日本新聞に掲載するものとする旨提案する。

議長は出席者に質問等の有無について諮ったところ別段特になし。議長は以上のとおり決定して差し支えないか議場に諮ったところ出席者全員の拍手をもって承認された。

## 協議第7号 会員等の意見集約及び啓発の方法 に関すること

議長は提案理由及び資料の説明を事務局に求める。事務局は資料に基づき会員等の意見集約及び啓発の方法については、「商工みやこ」、「ミニ広報誌」の配布及び、商工会ホームページ掲載により行うものとする旨提案する。

議長は出席者に質問等の有無について諮ったところ別段特になし。議長は以上のとおり決定して差し支えないか議場に諮ったところ出席者全員の拍手をもって承認された。

## その他

### 1. 合併までのスケジュールについて

議長は、資料の説明を事務局に求める。事務局片宗指導員は資料に基づき『みやこ町3商工会合併協議会スケジュール』のフロー及び『合併協議会及び専門部会及び作業部会のスケジュール』について説明。

ここで、豊増委員より質問のあった地区別説明会については、合併協議項目完了後に各地区での説明会を実施予定であること説明。

議長は出席者に質問等の有無について諮ったところ別段特になし。議長は以上のとおり決定して差し支えないか議場に諮ったところ出席者全員の拍手を

もって承認された。

## 2 . 視察研修について

議長は、資料の説明を事務局に求める。事務局片宗指導員は資料に基づき視察研修3案について説明。日程については、事務局案としては、8月26・27日(日・月)にお願いする案提案。場所については、岡山については、予算的に厳しいことと時間がかかりすぎる意見あり。熊本と大分については、受け入れ先のスケジュールもある。日程及び場所については、事務局で再度検討のうえ、三役に一任することでどうか提案する。

議長は出席者に質問等の有無について諮ったところ別段特になし。議長は以上のとおり決定して差し支えないか議場に諮ったところ出席者全員の拍手をもって承認された。

議長は、以上をもって議案のすべての審議を終了したことを述べ、長時間にわたる熱心な審議を感謝し、降壇した。時に午後3時00分。

平成19年7月20日

みやこ町3商工会合併協議会

会長 城戸津紀雄